

## 大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則

令和2年11月20日付けで、『大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則』を公布しました。

本規則は、令和3年4月1日から施行します。

### (概要)

大阪広域水道企業団暴力団排除条例第8条から第10条までの規定に基づき、大阪広域水道企業団（以下、企業団という）が発注する公共工事等からの暴力団の排除を図るため、入札参加除外者等の指定、公表その他の措置に関し必要な事項を定めています。大阪広域水道企業団暴力団排除措置要綱に定められていた内容も併せて、規則に定めています。

#### ○入札参加除外者の指定等

- ・入札参加資格者が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合、入札参加除外者の指定をします。【指定期間 暴力団2年以上、暴力団密接関係者1年以上】
- ・入札参加除外者の商号等は、指定を解除されるまで公表します。

#### ○誓約書の提出・誓約書違反者の指定

- ・全ての公共工事等の相手方及びその下請負人に、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出をお願いします。
- ・誓約書を提出した者が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、誓約書違反者として指定・公表します。

#### ○一般競争入札、指名競争入札、随意契約、下請からの排除

- ・企業団は、入札参加除外者、誓約書違反者を入札、契約、下請から排除します。

#### ○元請負人・下請負人の遵守事項等

- ・元請負人は下請契約の前に、下請負人の名称等を、企業団に通知してください。
- ・元請負人及び下請負人は、下請契約、資材原材料の購入契約等を締結する前に、相手方が入札参加除外者等に該当しないことを確認してください。
- ・下請契約、資材原材料の購入契約等を締結した者が、その契約を締結した日から契約期間が満了する日までの間に、入札参加除外者、誓約書違反者となったときは、その契約を解除してください。
- ・公共工事等に係る契約の履行に当たって、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに企業団に報告してください。